

## 貝塚市と学校法人河崎学園との連携協力に関する包括協定書

貝塚市（以下「甲」という。）と大阪河崎リハビリテーション大学（以下「乙」という。）は、地域社会の持続的な発展に向けて、相互の連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、教育・研究、市民の健康福祉、環境、まちづくり等のさまざまな分野において人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携推進を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 共同による調査研究及び事業の実施
- (4) その他前条の目的を実現するために必要な連携協力

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑に効果的に進めるために、甲及び乙の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（経費）

第4条 この協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、原則として甲及び乙においてそれぞれ応分に負担することとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を所持する。

平成30年4月1日

甲： 貝塚市

乙： 学校法人 河崎学園

貝塚市長 藤原 龍男

理事長 河崎 建人